

高度プロフェッショナル制度の創設

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）

整備法が公布され、これによる労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）により、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定が適用除外となります。

特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）

（1）対象となる業務・労働者

① 対象業務

高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務

具体例：金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務 など

② 対象者

- ・職務を明確に定める「職務記述書」等により同意している
- ・年収が「労働者の平均給与額の3倍」を「相当程度上回る水準」以上
＝交渉力のある労働者・・・具体額は「1075万円」を想定

（2）制度導入の際には、法律に定める企業内手続きが必要

- ①事業場の労使同数の委員会（いわゆる「労使委員会」）で、対象業務、対象労働者、健康確保措置などを5分の4以上の多数で決議すること
（＝すなわち、労働者側委員の過半数の賛成が必要になります）
- ②書面による本人の同意を得ること（同意の撤回も可能）

健康確保措置

必要となる健康確保措置は下記のとおりです。

●年間104日以上、かつ、4週4日以上の日確保を義務付け

●加えて、以下のいずれかの措置を義務付け

※どの措置を講じるかは労使委員会の5分の4の多数で決議

- ① **インターバル規制**（終業・始業時刻の間に一定時間を確保）
＋ 深夜業（22～5時）の回数を制限（1か月当たり）
- ② **在社時間等の上限の設定**（1か月または3か月当たり）
- ③ 1年につき、**2週間連続の休暇取得**（働く方が希望する場合には1週間連続×2回）
- ④ **臨時の健康診断の実施**（在社時間等が一定時間を越えた場合又は本人の申し出があった場合）

- 在社時間等が一定期間（1か月当たり）を超えた労働者に対して、医師による面接指導を実施（義務・罰則付き）

面接指導の結果に基づき、職務内容の変更や特別な休暇の付与等の事後措置を講じる